

土砂災害に関する情報提供

● 土砂災害警戒情報

愛知県土砂災害警戒情報 第2号

平成 年月日 時 分
発表者：名古屋市防災課 気象課

【警戒対象地】
みよし市 豊田市西部 記録員：豊田市東部

【警戒解除地】
無

・は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒】
大雨、豪雨のため、警戒対象地では土砂災害の危険度が高まっています。

・とくに土砂災害の発生しやすい場所にお住まいの方は、手ぬぎ袋を心がけるとともに、市町村から発表された避難勧告などの情報に注意してください。

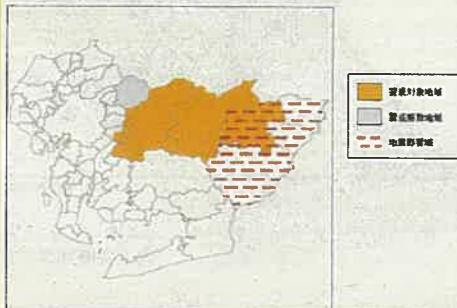
・は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒】
大雨、豪雨のため、警戒対象地では土砂災害の危険度が高まっています。

・とくに土砂災害の発生しやすい場所にお住まいの方は、手ぬぎ袋を心がけるとともに、市町村から発表された避難勧告などの情報に注意してください。

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中、さらに土砂災害の危険度が高まった市町村を特定してお知らせする情報で、愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表します。この情報は、テレビや緊急速報メール、「みずから守る防災情報メール」などでお知らせし、愛知県建設部砂防課及び気象庁のホームページでもご覧になれます。
※詳しくは愛知県砂防課のホームページをご覧ください。

● 土砂災害危険度情報



土砂災害危険度情報は、1km四方の単位で、降雨時の土砂災害の危険度を色の変化により表した情報です。

この情報は土砂災害警戒区域と合わせて、避難などの参考にいただくために愛知県が独自にインターネットで提供しています。



<http://www.sabo.pref.aichi.jp/>

● 愛知県土砂災害情報マップ

※愛知県ホームページ内の「マップあいち」からアクセスできます。



<http://maps.pref.aichi.jp/>

愛知県内にある土砂災害危険箇所(平成14年度公表)と、これまでに公表した基礎調査結果及び区域指定した土砂災害警戒区域等の位置を記した「愛知県土砂災害情報マップ」をインターネットにて公開しております。

※これらの情報は、誤差があることをご承知いただき、危険度が高くない地域の方も、周辺の情報や現地の状況に注意をし、普段と異なる状況に気がついた場合には、周りの人と安全な場所に避難してください。

◆ 問合せ先

お近くの県建設事務所、または県庁 砂防課まで

所管区域	事務所名	電話	所在地
名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市	尾張建設事務所	052-961-4421	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1
豊明市、日進市、長久手市、愛知郡			
犬山市	一宮建設事務所	0586-72-1415	〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	知多建設事務所	0569-21-9075	〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1
岡崎市、額田郡	西三河建設事務所	0564-27-2758	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4
西尾市	ノ 西尾支所	0563-56-0145	〒445-0073 西尾市寄住町下田13
碧南市、刈谷市、安城市、高浜市	知立建設事務所	0566-82-6461	〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
豊田市(旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村)、みよし市	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319	〒471-0867 豊田市常盤町3-28
豊田市(旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稻武町)	ノ 足助支所	0565-62-0047	〒444-2424 豊田市足助町岡田3-1
新城市	新城設楽建設事務所	0536-23-8690	〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1
北設楽郡	ノ 設楽支所	0536-62-1311	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田6-18
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河建設事務所	0532-52-1332	〒440-0801 豊橋市今橋町6
愛知県	砂防課	052-954-6558	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

※上記以外の地域には土砂災害警戒区域等はありません。

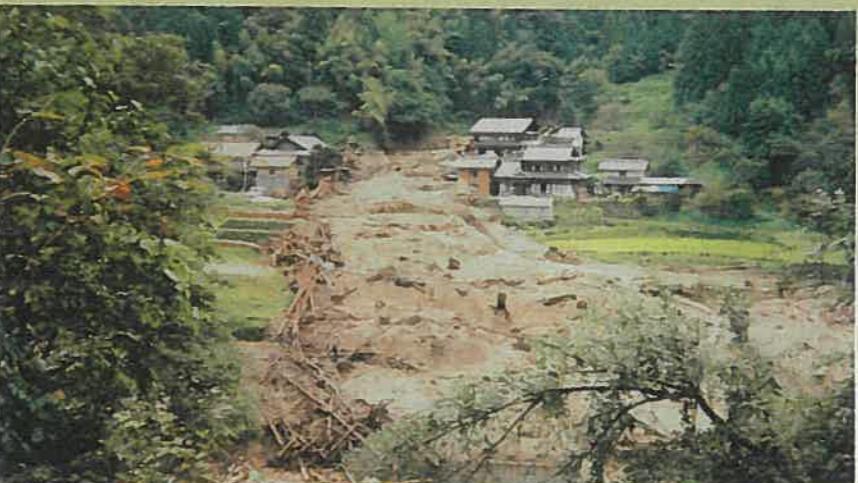
愛知県 砂防課のホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/>



古紙パレフを含んだ再生紙を使用しています

土砂災害から身を守る安全な地域づくり

一土砂災害防止法による区域の指定一



● 土石流
平成12年 河上瀬川
(豊田市)



● 地滑り
昭和60年
(長野県長野市)
地附山

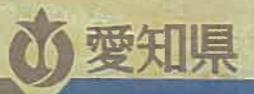
【写真：長野県提供】

● 急傾斜地の崩壊
平成12年
(がけ崩れ)
大山地区(小牧市)

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行)といい、土砂災害から住民の方々の命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進、避難のための情報の提供等のソフト対策を推進するものです。

基礎調査を実施して、住民の命または身体に危害が生じるおそれがある区域を **土砂災害警戒区域**、その中でも住宅などが損壊し、住民の命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、**土砂災害特別警戒区域**に指定します。



基礎調査の実施・公表



愛知県が、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・地質及び土砂災害の予想到達範囲・土地利用状況などについて調査し、結果を公表します。

※調査結果及び区域指定等の状況については、市町村役場や愛知県の各建設事務所及びインターネット「愛知県土砂災害情報マップ」(<http://maps.pref.aichi.jp>)にて確認できます。

土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊

急な斜面(がけ)が突然崩れ落ちる現象です。大雨や地震が引き金になって起こります。



土石流

大雨などで山の斜面が崩れたり谷底にたまつた土砂が流れ出したりしたときに、水と土砂が混じりあってものすごい勢いで谷から流れ出す現象です。



地滑り

山や斜面の一部が、ある程度原形を保ったままゆっくりと下方に移動する現象です。降雨や融雪による地下水位の上昇、人為的な地形改変などによって起こります。



イラスト:NPO法人土砂災害防止広報センター

区域指定により実施される内容

土砂災害警戒区域等では、以下の施策が講じられます。

警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命及び身体を守るために、災害情報の伝達や避難ができるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】

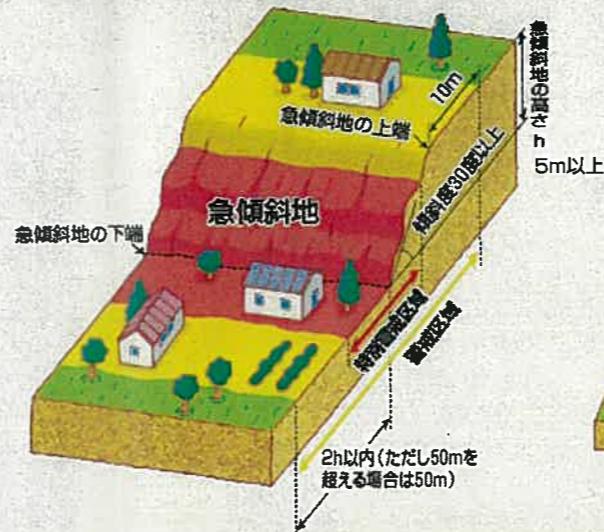
要配慮者利用施設を利用している方の避難の確保を図るために必要な計画の作成及び訓練の実施が義務付けられます。

【要配慮者利用施設の管理者等】

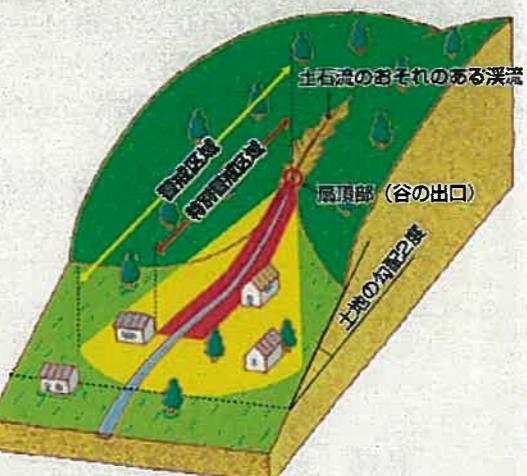
区域指定の基準

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

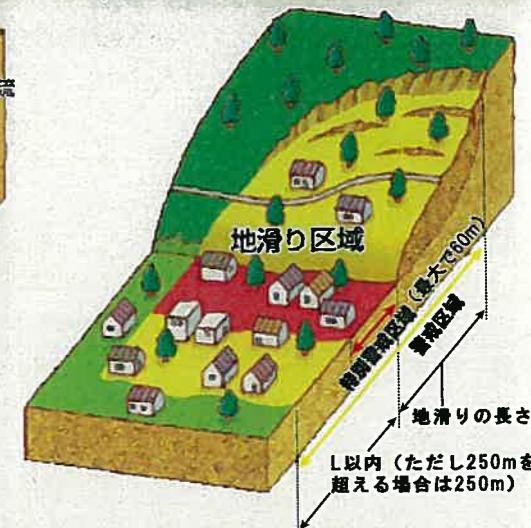
急傾斜地の崩壊



土石流



地滑り



土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

■急傾斜地の崩壊

- イ 急傾斜地(傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域)
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、谷の出口から下流の勾配が2度以上ある区域

■地滑り

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。

建築物の移転等の勧告及び支援措置

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や安全な区域への移転など、土砂災害の防止・軽減に対しては、以下のような支援措置があります。

■住宅金融支援機構の融資

移転勧告に基づく特別警戒区域からの家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。
(融資金利の優遇措置あり)

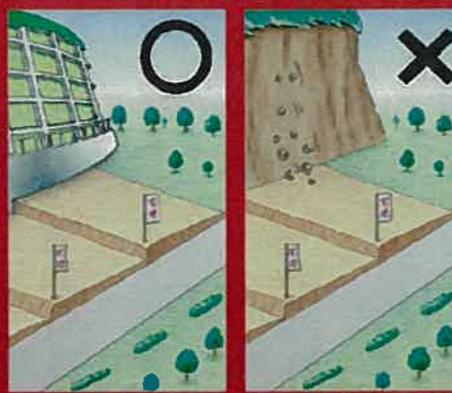
■住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

(補助制度を持つ市町村)

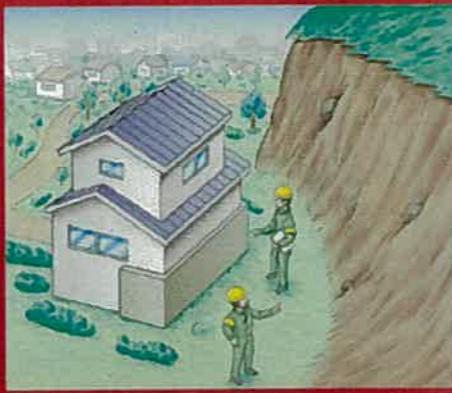
特別警戒区域内の構造基準に適合していない住宅を区域外へ移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存不適格建築物について、土砂災害に備えた安全対策工事(鉄筋コンクリート造の外壁や防護壁等の設置)に要する費用の一部が補助されます。

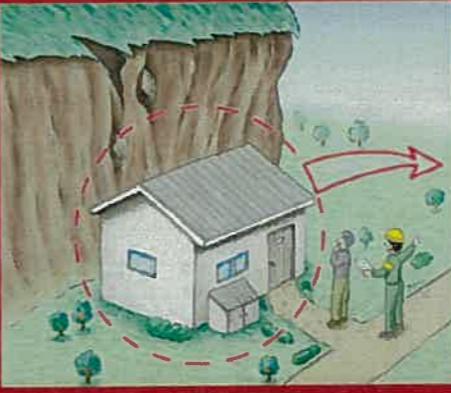
特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主掌を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】